

技術資料等説明書

国土交通省九州地方整備局「大隅河川国道事務所管内（桜島直轄砂防事業）における災害時等応急対策業務（測量・観測・調査検討等）に関する基本協定」の締結業者については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和 3年 2月 3日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 岩男 忠明
鹿児島県肝属郡肝付町新富 1 0 1 3 - 1

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、大隅河川国道事務所が担当する直轄砂防区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂法」という）の第29条に基づき行う緊急調査（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流）を担当する下記(2)の区域内において、火山噴火・土石流等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合に大隅河川国道事務所が行う緊急調査や応急対策の計画立案等を実施することを想定し、災害発生範囲の地形変状把握及び被害想定範囲の検討等を行う実施業者をあらかじめ定め、災害の拡大防止に資することを目的とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所が管理する直轄砂防施工区域以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

なお、本協定の協定書は別紙-1（募集区分（1））又は別紙-2（募集区分（2））又は別紙-3（募集区分（1）及び募集区分（2））のとおりとする。

(2) 業務実施場所

大隅河川国道事務所直轄砂防事業を施行する区域（鹿児島市桜島島内の11河川）及び土砂法に基づき緊急調査を担当する市町村（鹿児島市、垂水市、鹿屋市、姶良市、霧島市、曾於市、志布志市、西之表市、奄美市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、三島村、十島村、大和村、宇検村）とする。

また、「九州地方整備局防災計画書」に基づき、出動命令があった場合は、命令のあった地域も同様とする。

(3) 協定期間 令和 3年 4月 1日 ~ 令和 4年 3月 31日

(4) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

4. 基本協定締結希望者募集区分

各募集区分毎に募集するが、募集区分を重複しての応募も可とする。

募集区分	内 容	協定締結業者数
募集区分（1）	河道閉塞や降灰に伴う地形変状等に関わるLP測量等及び人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析	5社程度
募集区分（2）	火砕流、溶岩流、土石流シミュレーションの実施と応急対策の計画立案等を行うための技術支援	5社程度

5. 応募資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 上記募集区分の(1)については、九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格あるいは令和3・4年度測量業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
なお、令和3年4月1日時点で認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者の応募に該当し、応募を無効とする。
上記募集区分の(2)については、九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
なお、令和3年4月1日時点で認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者の応募に該当し、応募を無効とする。
- (3) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又、はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 平成22年度～令和2年度に完了した業務において、大隅河川国道事務所が発注した砂防事業に関する土木関係建設コンサルタント業務もしくは測量業務の実績を有すること。
- (6) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。
 - ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。
上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。
 - ② 以下のいずれかの資格を保有していること。

募集区分(1)について

ア)	測量士
----	-----

募集区分(2)について

ア)	技術士(総合技術監理部門:建設一河川、砂防及び海岸、海洋)を有する者。
イ)	技術士(建設部門:河川、砂防及び海岸、海洋)を有する者。
ウ)	土木学会認定技術者(特別上級、上級)を有する者(流域・都市または防災)
エ)	工学博士、農学博士あるいは理学博士(砂防に関する博士)

6. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、5.に掲げる応募資格要件を満たしている者。
- (2) 募集区分(1)については、災害時における実用性について評価を行い決定する。
- (3) 応募者が多数の場合は、募集区分(1)についてはDMデータの観測方法(安全対策含む)や観測精度、募集区分(2)についてはシミュレーションモデルの処理能力等について、ヒアリング等を実施して決定することがある。

7. 協定締結応募資格の確認等

- (1) 本協定締結の応募希望者は、次に掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、応募資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに応募資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

- ① 提出期間：令和 3年 2月 3日（水）から令和 3年 2月 25日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
 - ② 提出場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
電話：0994-65-2994 FAX：0994-65-9530
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 調査第二課
担当：調査第二課長（内線361）
専門官（内線501）
 - ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。
 - ④ 申請書及び技術資料等の様式については、大隅河川国道事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。
- (2) 申請書は、別記「様式-1」により作成すること。
① 会社の代表印を押印すること。
- (3) 参加資格の確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和3年3月12日（金）までに書面にてFAXにより通知する。

8. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認められた理由等について、次により書面にて説明を求められることができる。（様式は自由とする。）
- ① 提出期限：令和 3年 3月 16日（火） 17時00分。
 - ② 提出場所：上記7.（1）② に同じ。
 - ③ 提出方法：FAX又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。
（注）FAXで提出した場合は、FAX送信後、大隅河川国道事務所調査第二課長へ電話で確認すること（不在の場合は調査第二課職員で可）。
- (2) 当職は、説明を求められたときは、令和3年3月23日（火）までに説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

9. 申請書、技術資料の作成要領及び留意事項

（必須）

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 申請書 [様式-1]	様式は「様式-1」とし、必ず会社の代表者印を押印すること。
(2) 企業の実績 [様式-2]	様式は「様式-2」とし、大隅河川国道事務所が発注した砂防事業に関する土木関係建設コンサルタント業務もしくは測量業務の実績を記載
(3) 技術者の資格 [様式-3]	様式は「様式-3」とし、技術者の資格の確認できる資料を提出する。なお、複数の技術者を登録することも可能とする。
(4) 観測方法・機器の詳細について [様式-4-募集区分(1)]	様式は「様式-4」-募集区分(1)とする。 募集区分(1)を希望される企業のみ提出 観測方法、使用機械の詳細について記載
(5) 計算手法の詳細について [様式-4-募集区分(2)]	様式は「様式-4」-募集区分(2)とする。 募集区分(2)を希望される企業のみ提出 使用するシミュレーションモデルの詳細について記載
(6) 協定締結希望募	様式は「別添-1」とする。

10. 本基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局は、上記7.(1)②に同じ。
- (2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法
 - ① 交付期間：令和 3年 2月 3日(水)から令和 3年 2月 25日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
 - ② 交付場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1 国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 調査第二課
 - ③ 交付方法：大隅河川国道事務所ホームページ(記者発表)に掲載する。
なお、技術資料様式については電子メールによるデータ配布を行うことができるので、希望するものは受信可能なメールアドレスを下記送信先に配布を希望する旨のメールを送信するものとする。
送信先：大隅河川国道事務所 qsr-osumi@mlit.go.jp
- (3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法
 - ① 提出期間：令和 3年 2月 3日(水)から令和 3年 2月 25日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
 - ② 提出場所：上記7.(1)②に同じ。
 - ③ 提出方法：持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

11. 技術資料等説明書に対する質問

- (1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
 - ① 提出期間：令和 3年 2月 3日(水)から令和 3年 2月 17日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
 - ② 提出場所：上記7.(1)②に同じ。
 - ③ 提出方法：FAX、持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。)により提出する。
(注)：FAXで提出した場合は、FAX送信後、大隅河川国道事務所 調査第二課長へ電話で確認すること(不在の場合は調査第二課職員で可)。
- (2) (1)の質問に対する回答は、書面により令和3年2月22日(月)までに行う。

12. 本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料の提出に基づき評価・決定する。その結果は、令和3年3月12日(金)までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

13. その他

- (1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 当職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。
- (4) 提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

**大隅河川国道事務所管内（桜島直轄砂防事業）における
災害時等応急対策業務（測量・観測・調査検討等）に関する基本協定**

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長 岩男 忠明（以下「甲」という）と、株式会社 ○○○ 代表取締役 ○○ ○○（以下「乙」という）とは、災害時等における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大隅河川国道事務所が担当する直轄砂防区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂法」という）の第29条に基づき行う緊急調査（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流）を担当する第2条の実施区域内において、火山噴火・土石流等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合に大隅河川国道事務所が行う緊急調査や応急対策の計画立案等を実施することを想定し、災害発生範囲の地形変状把握及び被害想定範囲の検討等を行う実施業者をあらかじめ定め、災害の拡大防止に資することを目的とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所が管理する直轄砂防施工区域以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

（業務の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、大隅河川国道事務所直轄砂防事業を施行する区域（鹿児島市桜島島内の11河川）及び土砂法に基づき緊急調査を担当する市町村（鹿児島市、垂水市、鹿屋市、始良市、霧島市、曾於市、志布志市、西之表市、奄美市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、三島村、十島村、大和村、宇檢村）とする。

また、「九州地方整備局防災計画書」に基づき、出動命令があった場合は、命令があった区域も同様とする。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区域における「河道閉塞や降灰に伴う地形変状等に関わるLP測量等及び人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析」とする。

（業務の要請）

第4条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。
2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。
2. 業務の直接の指示は、大隅河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、乙に第4条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（業務の完了）

第7条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出動人員等を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第9条 甲は、第8条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第10条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（有効期限）

第11条 本協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

2. 協定発効時に乙が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

3. 本協定締結後、甲、乙いずれの申し出により、本協定は廃止することができる。

（その他）

第12条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和 3年 月 日

甲 国土交通省 九州地方整備局

大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

乙 株式会社 ○○○

代表取締役 ○○ ○○

**大隅河川国道事務所管内（桜島直轄砂防事業）における
災害時等応急対策業務（測量・観測・調査検討等）に関する基本協定**

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長 岩男 忠明（以下「甲」という）と、株式会社 ○○○ 代表取締役 ○○ ○○（以下「乙」という）とは、災害時等における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大隅河川国道事務所が担当する直轄砂防区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂法」という）の第29条に基づき行う緊急調査（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流）を担当する第2条の実施区域内において、火山噴火・土石流等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合に大隅河川国道事務所が行う緊急調査や応急対策の計画立案等を実施することを想定し、災害発生範囲の地形変状把握及び被害想定範囲の検討等を行う実施業者をあらかじめ定め、災害の拡大防止に資することを目的とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所が管理する直轄砂防施工区域以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

（業務の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、大隅河川国道事務所直轄砂防事業を施行する区域（鹿児島市桜島島内の11河川）及び土砂法に基づき緊急調査を担当する市町村（鹿児島市、垂水市、鹿屋市、始良市、霧島市、曾於市、志布志市、西之表市、奄美市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、三島村、十島村、大和村、宇檢村）とする。

また、「九州地方整備局防災計画書」に基づき、出動命令があった場合は、命令があった区域も同様とする。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区域における「火砕流、溶岩流、土石流シミュレーションの実施と応急対策の計画立案等を行うための技術支援」とする。

（業務の要請）

第4条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。
2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。
2. 業務の直接の指示は、大隅河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、乙に第4条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（業務の完了）

第7条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出動人員等を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第9条 甲は、第8条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第10条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（有効期限）

第11条 本協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

2. 協定発効時に乙が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

3. 本協定締結後、甲、乙いずれの申し出により、本協定は廃止することができる。

（その他）

第12条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和 3年 月 日

甲 国土交通省 九州地方整備局

大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

乙 株式会社 ○○○

代表取締役 ○○ ○○

**大隅河川国道事務所管内（桜島直轄砂防事業）における
災害時等応急対策業務（測量・観測・調査検討等）に関する基本協定**

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長 岩男 忠明（以下「甲」という）と、株式会社 ○○○ 代表取締役 ○○ ○○（以下「乙」という）とは、災害時等における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大隅河川国道事務所が担当する直轄砂防区域及び土石災害警戒区域等における土石災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂法」という）の第29条に基づき行う緊急調査（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流）を担当する第2条の実施区域内において、火山噴火・土石流等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合に大隅河川国道事務所が行う緊急調査や応急対策の計画立案等を実施することを想定し、災害発生範囲の地形変状把握及び被害想定範囲の検討等を行う実施業者をあらかじめ定め、災害の拡大防止に資することを目的とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所が管理する直轄砂防施工区域以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

（業務の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、大隅河川国道事務所直轄砂防事業を施行する区域（鹿児島市桜島島内の11河川）及び土砂法に基づき緊急調査を担当する市町村（鹿児島市、垂水市、鹿屋市、始良市、霧島市、曾於市、志布志市、西之表市、奄美市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、三島村、十島村、大和村、宇檢村）とする。

また、「九州地方整備局防災計画書」に基づき、出動命令があった場合は、命令があった区域も同様とする。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区域における「河道閉塞や降灰に伴う地形変状等に関わるLP測量等及び人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析」と「火砕流、溶岩流、土石流シミュレーションの実施と応急対策の計画立案等を行うための技術支援」とする。

（業務の要請）

第4条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。
2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。
2. 業務の直接の指示は、大隅河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、乙に第4条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（業務の完了）

第7条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出動人員等を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第9条 甲は、第8条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第10条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（有効期限）

第11条 本協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

2. 協定発効時に乙が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

3. 本協定締結後、甲、乙いずれの申し出により、本協定は廃止することができる。

（その他）

第12条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和 3年 月 日

甲 国土交通省 九州地方整備局

大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

乙 株式会社 ○○○

代表取締役 ○○ ○○

基本協定参加資格確認申請書

令和3年〇〇月〇〇日

九州地方地方整備局

大隅河川国道事務所長 岩男 忠明 殿

住 所 〒000-0000

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

商号又は名称 〇〇コンサルタント(株)

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

令和3年2月3日付けで公告があった「大隅河川国道事務所管内(桜島直轄砂防事業)における災害時等応急対策業務(測量・観測・調査検討等)に関する基本協定の締結」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 技術資料等説明書9.(2)に定める企業の実績を記載した書面
2. 技術資料等説明書9.(3)に定める技術者の資格等を記載した書面
3. 技術資料等説明書9.(4)に定める観測方法・機器の詳細について記載した書面
4. 技術資料等説明書9.(5)に定める計算手法の詳細について記載した書面
5. 技術資料等説明書9.(6)に定める協定締結区分の希望を記載した書面

※3. については募集区分(1)で必要になります

※4. については募集区分(2)で必要になります。

問い合わせ先

担当者 : 〇〇 〇〇

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(様式－２)

企 業 の 実 績

会 社 名： ○ ○ 株式会社

希望募集区分：

テクリス登録番号	完了年度	業務名称
	平成〇〇年	

- ※ 複数の募集区分に応募する場合など、必要があれば表や行を追加して記入すること。
- ※ テクリスに登録されていない等で業務実績が証明できない場合は、業務の実績が確認できる書面（契約書類等）の写しを添付すること。テクリスデータに業務概要等が登録されていない場合は、それらを確認できる仕様書等の写しを添付すること。

(様式-3)

[記入例]

技 術 者 の 資 格

会社名：

希望募集区分：

技術者の氏名 <small>(フリガナ)</small>	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
所属・役職			
保有資格	技術士(部門： 分野： 登録番号： ・取得年月日：) 土木学会認定技術者(特別上級・上級、流域・都市、防災) 登録番号： ・取得年月日) 博 士(工学博士・農学博士・理学博士(砂防に関する博士)) 測量士(登録番号： ・取得年月日：) その他()		

(様式－４)－募集区分(１)

観測方法・機器の詳細について

会社名： ○ ○ 株式会社

技術者氏名： ○○ ○○

1. 観測対象

災害時に適用が想定される事態、現象、機器投入のタイミング等について詳細に記述してください。

2. 観測方法・機器について

観測方法や機器について図表等を用いて詳細に記述してください。

3. 観測に要する費用等について

観測に要する費用等について、上記した観測対象を現場条件として、概算で記述してください。

4. 機器等の特徴について

使用する機器等について、他社と比較して特徴がある場合は詳細に記述してください。

5. その他

その他、災害時の観測にあたり知っておいた方がよい条件等（例えば電源について）があれば記載してください。

(様式－４)－募集区分(２)

計算手法の詳細について

会社名： ○ ○ 株式会社

技術者氏名： ○○ ○○

1. 計算対象

計算可能な事象（土石流、火砕流、溶岩流等）について記述してください。

2. 計算方法について

計算に使用するシミュレーションモデルやその処理能力（メッシュ形式、計算時間）等について詳細に記述してください。

3. 計算に要する費用等について

計算に要する費用等について、概算で記述してください。

4. 計算等の特徴について

使用するシミュレーションモデル等について、他社と比較して特徴がある場合は詳細に記述してください。

5. その他

その他、作業にあたり知っておいた方がよい条件等があれば記載してください。

協定締結を希望する募集区分について、協定締結を希望する順位を記載願います。

希望する順位	募集区分
第1希望	(2)
第2希望	(1)

※ 希望する募集区分が1区分のみであれば、第1希望のみ記載すること

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（様式－１） →必須提出

- 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）
における令和３・４年度土木関係建設コ
ンサルタント業務に係る一般競争（指名
競争）参加資格あるいは令和３・４年度
測量業務に係る一般競争（指名競争）参
加資格の認定を受けていることが確認で
きる資料。
（募集区分で必要な競争参加資格について提出） →必須提出

- 企業の実績（様式－２） →必須提出

- 技術者の資格（様式－３） →必須提出

- 技術者について、協定締結希望者と直接
的かつ恒常的（３箇月以上）な雇用関係が
確認できる資料（健康保険被保険者証等） →必須提出

- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

- 観測方法・機器の詳細について（様式－４－募集区分（１））
→募集区分（１）のみ

- 計算手法の詳細について（様式－４－募集区分（２））
→募集区分（２）のみ

- 別添－１ 『協定締結希望募集区分調査票』 →必須提出

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。